

議 事 録

期 _____ 日 平成30年11月28日 午前9時30分～

場 _____ 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 甲斐謙二 福嶋信二 市野辰廣
佐藤公也 福原良治 興梠達彦 佐藤收喜
須藤邦生 竹次民生 松川智年 甲斐泰郎
藤本道廣 尾賀徳光 坂本安則 甲斐正廣
興梠香月 甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤政信
佐藤 眞 土持陽宏 田上孝生 林 順善
内倉眞澄 佐藤則行 佐藤弘文

欠席委員 安在昭則 佐藤恒和 佐藤春男

事務局 興梠晶彦 甲斐順久 児嶋尚徳

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
- 5 議案第4号 非農地・現況証明願について
- 6 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

15. 福原良治委員 3. 松川智年委員

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第1号-1、1号-2

(議長) 議案1号-1及び1号-2については関連がある為、一括審議とします。

(事務局説明) 議案1号-1、2について土地の表示、譲渡人、譲受人・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 譲受人は農業と林業を営んでおり、1号-1については周りの原野も合わせて購入し、杉の苗場(母樹園)として利用したいとのことです。1号-2については果樹園として管理する他自家用野菜を栽培したいとの意向があるようです。

(議長) ありがとうございます。それでは質疑をお受けします。

(委員) 譲受人の住宅はどこら辺になりますか。

(担当委員) (スクリーン上の航空写真にて説明)

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1及び1号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第3号-1

(事務局説明) 議案第3号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 対象農地は近隣でも標高の高いところにある農地で獣害もあり、10年近く作付を行っていない土地です。譲受人は林業を営む者であり、周りが山である為、農地として

ではなく、山林として購入したいとのことです。3月までには植林したいという意向があるようです。

(議長) それでは3号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 農振除外の手続きはどうなっていますか？

(担当委員) こちらは農振農用地ではありませんでした。

(委員) 農地として利用することは困難でしょうか？

(担当委員) 猪や鹿の被害が多い上に水も少なく、田としての利用は難しいですね。山林として適正に管理をするなら妥当でないかと判断いたしました。

(議長) 他に質問がないようですので議案第3号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・ 議案第4号 非農地証明願について

議案第4号-1

(事務局説明) 議案第4号-1について土地の表示、申請人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 対象地はすでに宅地の一部となっていますが、おそらく登記もれで残ったものと思われます。しかし40年も前のことで確認できる資料が役場にも支庁にも残っていないとのことです。

(議長) それでは4号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 宅地が隣接していますが、どちらの建物に位置しますか？

(担当委員) (スクリーンの写真にて説明)

(議長) 他に質問がないようですので議案第4号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

議案第4号-2

(事務局説明) 議案第4号-3について土地の表示、申請人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) こども町有地であり、道路が抜ける時に町が買い上げたものです。現況は雑種地となっています。

(議長) それでは4号-3につきまして質疑をお受けします。

(委員) 私は担当委員と同じチームで現地確認で赴きましたが、町が買い上げた段階でなぜ地目の変更をしなかったのでしょうか、これは問題ではないのでしょうか。できれば担当部署に苦言を呈するべきではないのだろうかと考えます。

(議長) 確かに委員のおっしゃる通りです。議案第4号-3について、担当部署への意見書とともにご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第5号-1

(事務局説明) 議案5号-1について土地の表示、貸付人・借受人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 貸付人、借受人は夫婦であり、平成28年9月から農地について共同で利用権設定を行い次世代人材投資事業の採択を受けてきました。しかしこの度貸付人が該当農地の名義を父から譲り受けることになり、それに伴い、借受人の利用権が一旦合意解約されることとなりました。そこで貸付人が贈与を受けた農地の半分について借受人に利用権設定をすべく今回申請となりました。

(議長) ありがとうございます。それでは5号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 新規就農者としては何年目くらいになりますか。

(担当委員) 補助については2年目になります。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

(議長) ありがとうございます。議案については以上です。